

令和6年9月5日 議会運営委員会（未定稿）

午後1時54分開会

○小野委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

日程に入る前に、当委員会に送付されております陳情につきましては、後日あらためて審査に入らせていただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

○小野委員長 それでは、日程に入ります。

1、人権擁護委員候補者の推薦について。

区長から議長あて人権擁護委員候補者の推薦について意見照会がありました。この意見照会について、いずれの候補者についても、同意することに異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小野委員長 では、そのように議長から区長あて回答することといたします。

2、第3回定例会について、（1）、提出予定案件について。坂田副区長から説明を受けます。

○坂田副区長 それでは、説明させていただきます。令和6年9月12日付で、令和6年第3回区議会定例会に提出させていただく予定の案件につきまして、概略をご説明申し上げます。

今回は、予算1件、決算1件、条例2件、及び報告5件となっております。

はじめに、令和6年度一般会計補正予算第2号でございます。

補正前の額、699億1,663万4千円に、1億6,274万5千円の予算額を追加させていただきます。内容は、幼稚園給食及び新型コロナウイルスワクチン接種対策の各事業に要する経費の追加でございます。この結果、補正後の一般会計予算額は、700億7,937万9千円となっております。また、債務負担行為の補正といたしまして、（仮称）四番町公共施設整備に係る、令和7年度から令和8年度までの債務負担行為として75億7,066万3千円を追加させていただきます。

次に、令和5年度各会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

主なところといたしまして、一般会計決算を、概算の数値で申し上げますと、歳入は741億2,408万1千円、歳出は713億9,522万7千円、差額は27億2,885万3千円、となっており、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた、実質収支額は、23億7,242万5千円、となっております。

次に、条例案件2件、でございます。

まず、区立富士見わんぱくひろば条例の廃止でございます。

事業の運営方法を変更するため、条例を廃止するとともに、関係規定を整備するものでございます。令和7年4月1日から施行いたします。

次に、国民健康保険条例の一部改正でございます。

国民健康保険法の一部改正により、被保険者証が廃止されることに伴い、規定を整備するとともに、救急患者として医療機関を受診した被保険者等に係る保険料について、徴収猶予が可能な期間の特例を定めるものでございます。本年12月2日から施行いたします。

次に、報告案件5件、でございます。

まず、令和5年度千代田区健全化判断比率についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、区における、令和5年度決

算に基づく、健全化判断比率について、監査委員の意見を付して、ご報告するものでございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び将来負担比率は、いずれもマイナスであり、健全な財政状況を示す数値となっております。

次に、後楽橋補修補強工事請負契約の一部を専決処分により変更した件についてでございます。

舗装整備工事の変更による、経費の増額があったものの、作業船の使用日数の減少や、街渠工事の変更などにより、経費が減額したため、契約金額20億8,267万6,200円を20億5,755万3,300円に変更いたしましたので、ご報告するものでございます。

次に、損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件について3件でございます。

神田錦町二丁目の区道上において、樹木との接触により、車両が損傷した事故について、区が559,570円を支払うこと、新四谷見附橋において、ガードパイプが破損して、倒れたことにより車両が損傷した事故について、区が135,069円を支払うこと、及び、九段南三丁目の区道上において、街路樹との接触により車両が損傷した事故について、区が575,900円を支払うこと、以上3件につきまして、専決処分により、それぞれ被害者との間で和解いたしましたので、ご報告するものでございます。

以上、ご説明いたしました議案及び報告案件を、本日このあとご送付申し上げます。

よろしくお願い申し上げます。以上です。

○小野委員長 はい。ありがとうございます。ただいまご説明いただきましたが、よろしいでしょうか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

○小野委員長 坂田副区長ありがとうございました。ご退席ください。

当委員会終了後、議案が送付される予定です。

（2）、予算・決算特別委員会の設置について。

令和6年度一般会計補正予算第2号及び令和5年度各会計決算の認定については、全議員を委員とする予算・決算特別委員会を設置のうえ審査を行うこととし、詳細な決算調査は、常任委員会の所管別に3つの分科会を設置して行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

○小野委員長 （3）、議案の付託先について。

付託先を確認いたします。

令和6年第3回千代田区議会定例会提出予定案件の付託委員会は、議案。予算。1、令和6年度千代田区一般会計補正予算第2号は、予算・決算特別委員会。

決算。1、令和5年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定については、予算・決算特別委員会。

条例。1、千代田区立富士見わんぱくひろば条例を廃止する条例。2、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例。以上2件は、文教福祉委員会。

報告。1、令和5年度千代田区健全化判断比率について。2、後楽橋補修補強工事請負契約の一部を専決処分により変更した件について。3、損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件について。4、損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件について。5、損害賠償請求事件に関し専決処分により和解した件について。以上5件は、本

会議で報告を受けます。

以上、よろしいでしょうか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

○小野委員長 （４）、会期・日程（案）について。

議長から、第3回定例会の会期日程案が示されましたので、ご確認をお願いいたします。
よろしいでしょうか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

○小野委員長 （５）、委員会への特別職出席依頼について。

委員会での議案審査及び特別委員会における特別職への出席依頼につきましては、委員長から議長あてお申し出いただきますよう、お願いいたします。

（６）、会議録署名員について。１６番、入山たけひこ議員、１７番、田中えりか議員
をお願いいたします。

（７）、発言通告の期限について。

代表、一般質問いずれも９月１２日木曜日、招集日の午後５時までといたします。

また、質問の際にスクリーンを使用する場合は、パワーポイントデータを９月２０日
金曜日、午後５時までに事務局議事担当へ提出してください。

３、陳情書について。

集合住宅での組織的嫌がらせ行為(集団ストーカー犯罪)の解明と予防策を求める陳情が、
議長あてに提出されました。全議員に配付することといたします。

次に、全障害者における障害者福祉手当対象者の拡充についての陳情が、議長あてに提
出されました。文教福祉委員会に送付することといたします。

中・高生でもボール遊びができる場所を求める陳情書が、議長あてに提出されました。

公共施設調査・整備特別委員会に送付することといたします。

以上、陳情については、よろしいでしょうか。

〔はいと呼ぶ者あり〕

○小野委員長 ４、公益財団法人まちみらい千代田の経営状況について。

公益財団法人まちみらい千代田の経営状況に関する書類が区長から議長あて提出されま
した。当委員会終了後、全議員に配付いたします。なお、本件書類の提出があったこと
については、第3回定例会で議長から報告されます。

○小野委員長 ５、その他何かございますでしょうか。はい、白川委員。

○白川委員 前回の議会でちょっと思ったんですが、発言の時ですね、挙手をして発言す
るのが基本となっておりますが、時々ですね、なし崩し的に、挙手を止めて、やらないで、
発言をどんどん重ねていくということがありました。それは建設的な議論にならずに、ど
ちらかという水掛け論、あるいは同じことの繰り返しといったことを、発生しがちです。
あくまでも挙手、で発言する。もちろん、そこで何か言いたくなってしまうというのは
あると思うんですが、それを正式な発言として取り上げるということは、今後は是非止め
ていただきたい。挙手をする、発言するというこの順番を守るということを厳守するこ
とをここで、是非確かめていただければなと思います。

○小野委員長 ご意見ですね。発言者の挙手ということで、通常手を挙げていただいて、
委員長から指名して、そのあとにご発言いただくことになっていきますので、そうしたこと

令和6年9月5日 議会運営委員会（未定稿）

をですね、今のこと、件につきまして、承知いたしました。その（発言する者あり）はい。ということで、ありがとうございます。会議規則通りに進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

その他。何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野委員長 6、次回議会運営委員会の開会日時について。

9月11日水曜日、午後1時30分から開会いたします。

以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時7分閉会